

## 一般競争入札心得

高知県立あき総合病院

(目的)

第1条 「うみの棟・はなの棟カーテン類賃貸借」の一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）及び高知県公営企業局契約規程（昭和41年企業局管理規程第5号。以下「規程」という。）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加することができる者は、当該物品の購入等の入札参加資格者として確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。  
また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規程第6条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規程第6条（1）又は規程第6条（2）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることができない。
- 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、辞退したものとして取り扱う。
- 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 入札公告等において認められている場合には、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。
  - 入札書は、入札件名、入札日及び氏名（法人の場合は商号、名称）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。  
なお、第14条に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の表面には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。
  - (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。

(入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。
- 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 前条第6項の規定による郵便による入札にあっては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
- 入札者は、いったん投かんした入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 次の場合には、入札は行わない。
  - 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申告者がいないとき
  - 入札参加者が1者もいなくなったとき

(公正な入札の確保)



(再度入札等)

第14条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。

3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札を辞退した者

(2) 入札辞退として取り扱われた者

(3) 入札の結果失格となった者

4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、在席する入札者と随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約の締結に際し、規程第22条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規程第23条の規定により免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金の免除又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名、押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第17条 入札者は、入札後この心得、仕様書、その他あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。